

組織改正他に伴う保安規定の改正について

関西電力株式会社

1. 組織改正他の概要・目的	2	~	9
2. 組織改正他に伴う保安規定の変更内容	10	~	18
(補足資料 1) 職務分担見直しに伴う職務記載内容の変遷について	19	~	20
(補足資料 2) 職務分担見直しに伴う職務記載と業務の関係について	21		
職務分担見直しに伴う職務記載と業務の関係について (美浜)	22	~	29
職務分担見直しに伴う職務記載と業務の関係について (高浜、大飯)	30	~	36
(補足資料 3) 職務分担見直しに伴う大規模損壊訓練の主語の整理	37		
(補足資料 4) 職務記載と防災組織図の関係について	38		
(補足資料 5) 美浜発電所の保修課関係組織の統合について	39		
(補足資料 6) 土木建築工事グループからの引継ぎについて	40		
(補足資料 7) 第 4 条 保安に関する組織の補正申請変更箇所について	41		
(補足資料 8) 1 編(運転プラント)、2 編(廃止措置プラント)の共用設備の分担について	42		
(補足資料 9) 保修課関係組織の統合に伴う一部設備所管の見直しについて	43		
(補足資料 10) 各課(室)長の整理について	44		
3. (美浜) 記載の適正化について	45	~	47

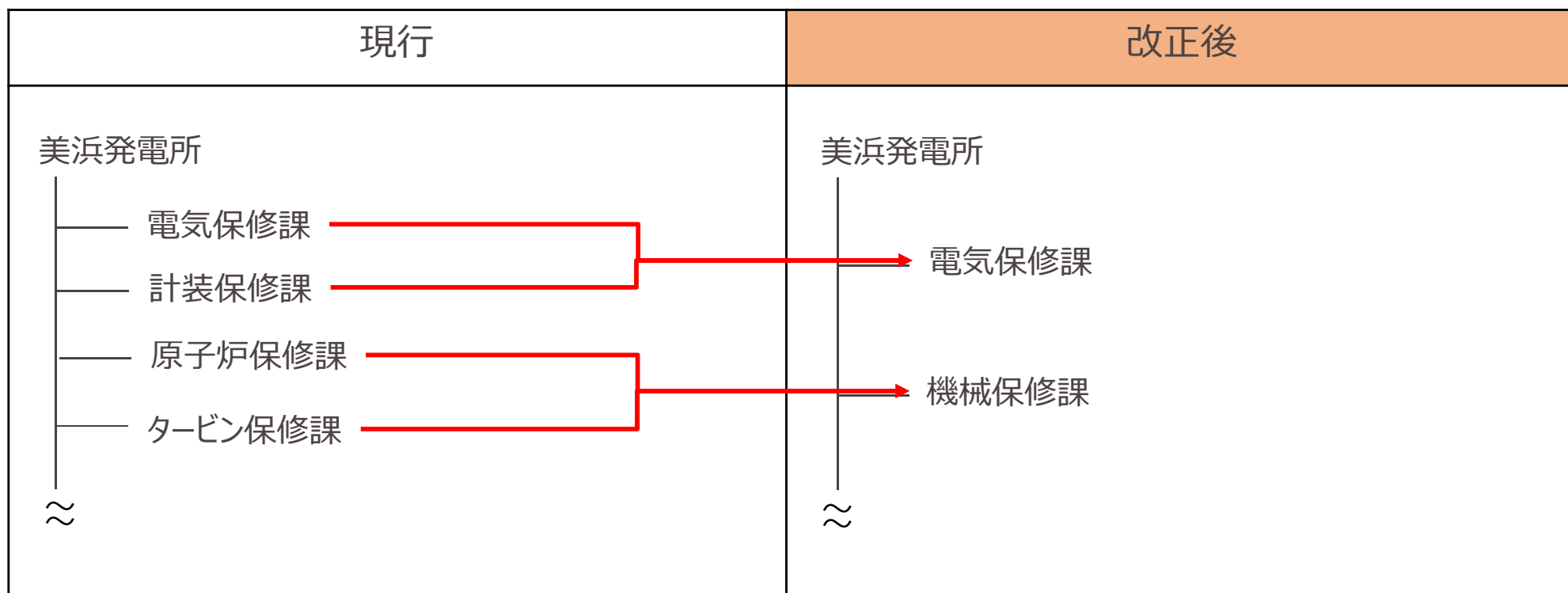
1. 組織改正他の概要・目的

① 美浜発電所の保修課関係組織の統合

運転基数の少ない発電所の管理体制としては、定期検査の回数の減少に伴い、スキルの習得機会が減少することから、それを補うためにも、各要員がより柔軟に業務の幅を広げることができるよう、昨年、組織改正を行った大飯発電所（※）と同じく、機械保修課と電気保修課の2課体制が最適と判断した。

管理体制の変更時期については、安全対策工事の進捗等も踏まえ、時期を判断することとしていたが、大飯発電所での先行実施状況も踏まえ、同様に安全対策工事が完了した後が適切と判断し、今回、組織を統合するものである。

※大飯発電所の保修課関係組織の統合については、令和3年6月4日付け原規規発第2106045号にて認可。

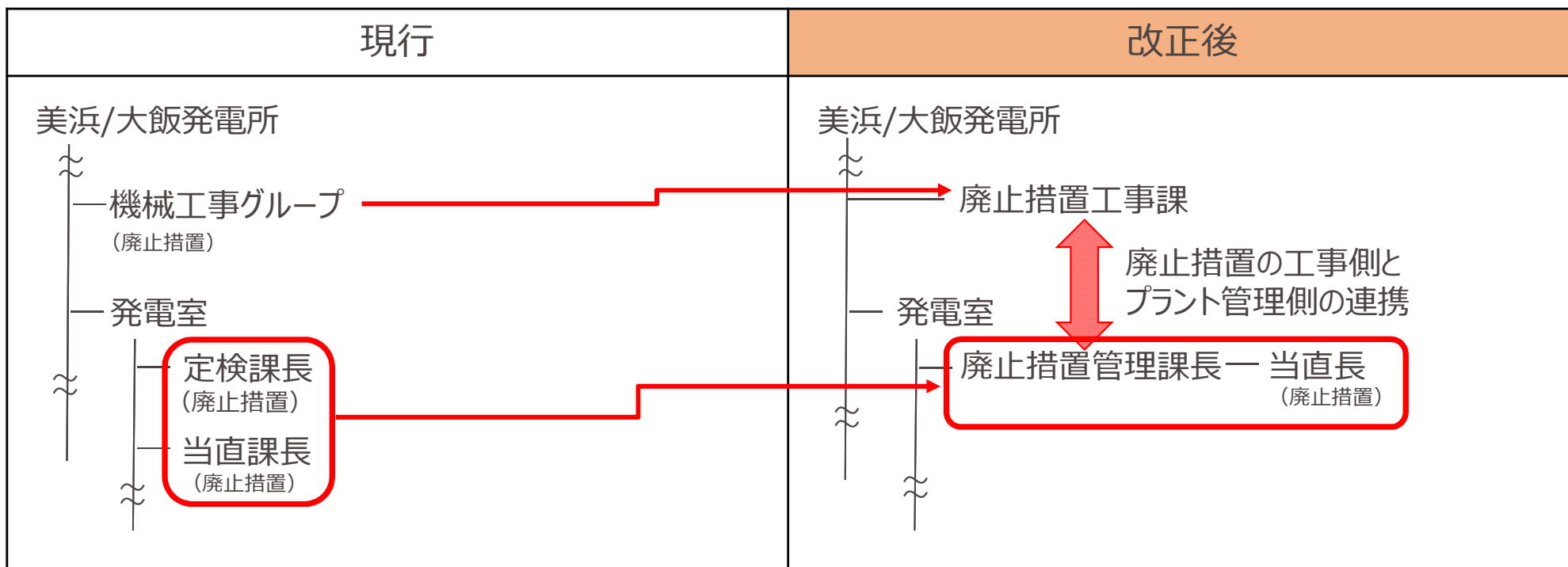


② 美浜および大飯発電所の廃止措置プラントにおける体制変更

美浜および大飯発電所において廃止措置工事が今後も継続していくことを踏まえ、廃止措置工事課を新設することで、廃止措置に係る工事責任体制を明確化する。

また、発電室に廃止措置管理課長と当直長を新設することで、廃止措置に係る設備の維持管理体制を明確化する。

これにより、廃止措置工事の進捗によるプラント状態の変化について、工事側とプラント管理側での連携を図る。

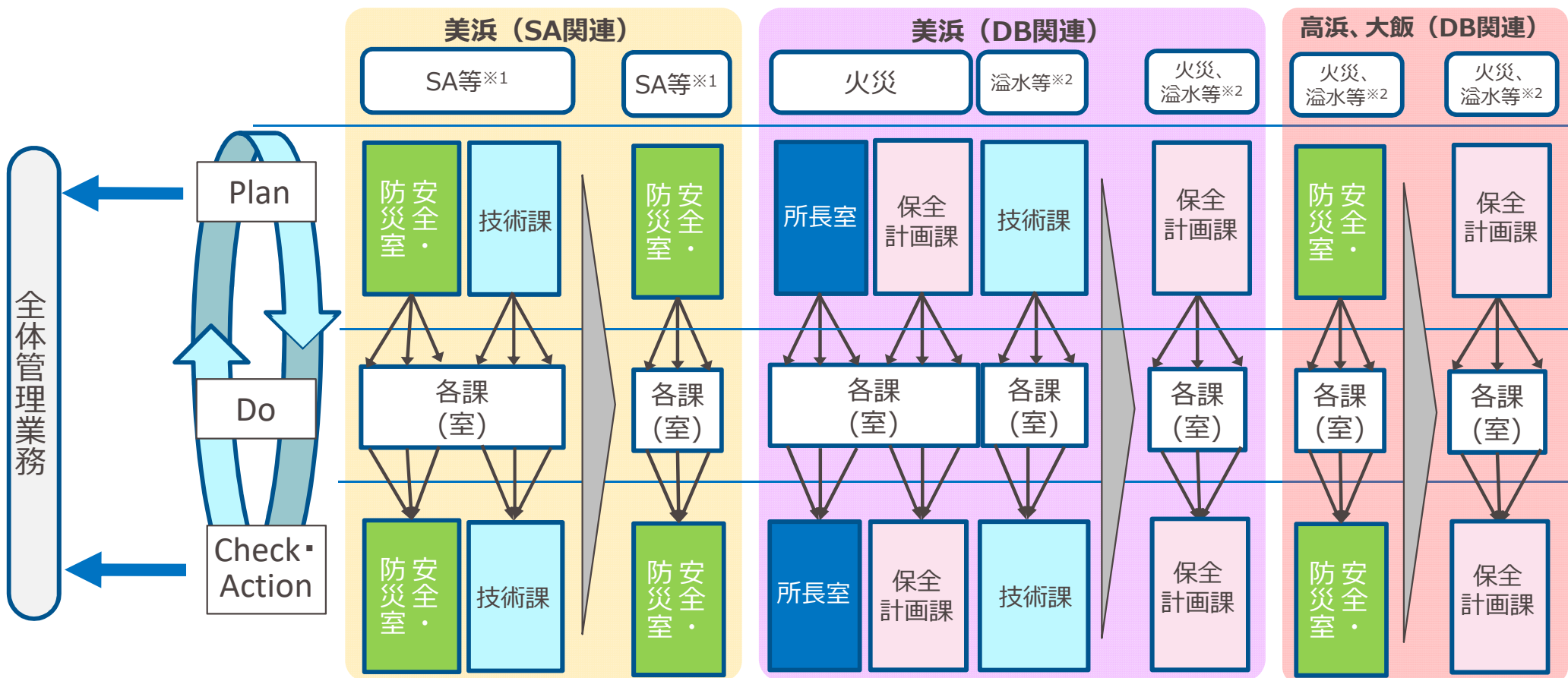


① 美浜、高浜および大飯発電所における職務の見直し

重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務（以下、「SA関連の総括業務」という。）について、原子力防災対策等に関する業務との関連を念頭に、安全・防災室に移管し、一元的に対応できるようにする。

また、火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務（以下、「DB関連の総括業務」という。）について、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務との関連を念頭に、保全計画課に移管し、一元的に対応できるようにする。

以上により、これらの総括業務について、各発電所間での整合を図る。



※1：重大事故等および大規模損壊

※2：溢水、火山、その他自然災害、有毒ガス

SAおよびDB関連の業務プロセス (例：火災発生時の体制の整備)

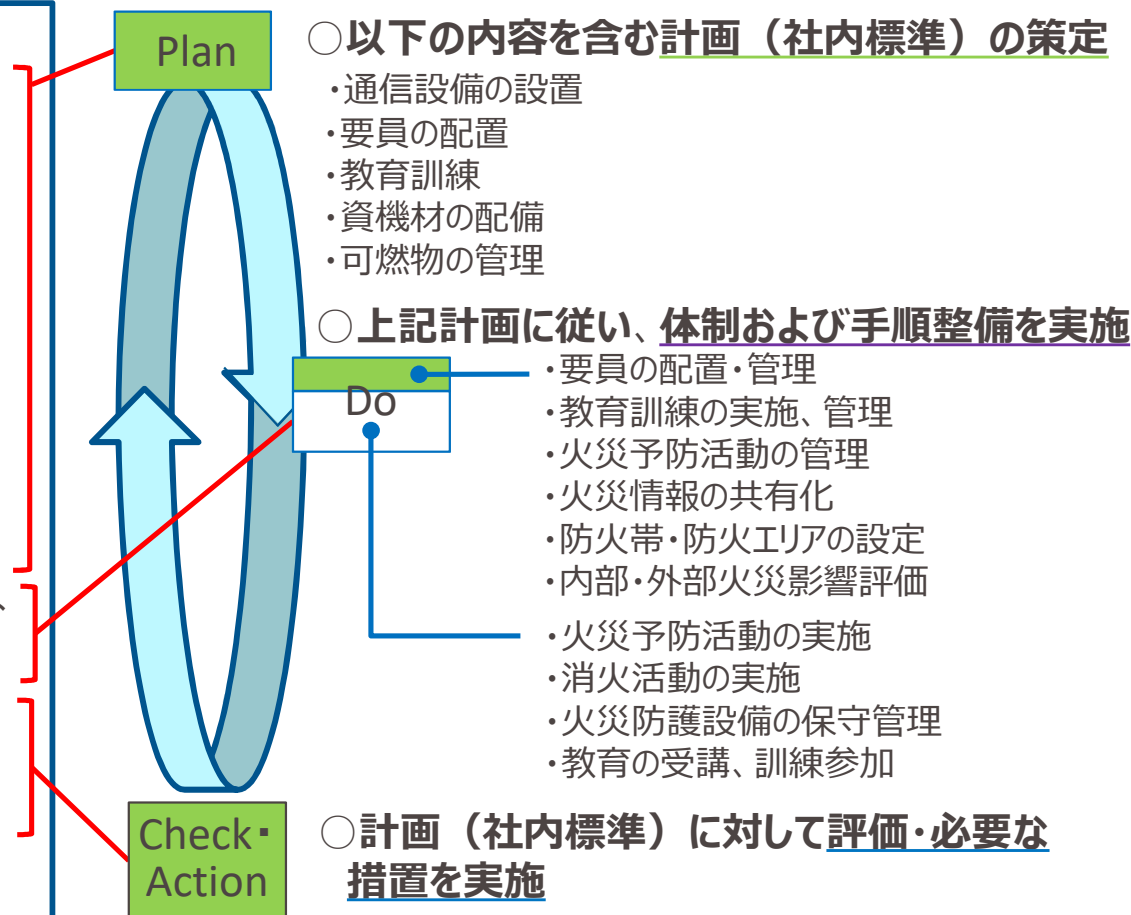
- 高浜、大飯では、再稼働後の運用段階として、既にSAおよびDB関連の総括業務を一元化。これにより、これらの新たな業務のプロセスを構築し、定着化が図られた状況。美浜については、昨年、再稼働に至ったため、高浜、大飯と同じく、再稼働後の運用段階として、今回、SAおよびDB関連の総括業務を一元化。
- これまでの高浜、大飯での業務経験を踏まえ、SAおよびDB関連の総括業務の実施個所を見直し、各発電所間での整合を図る。

(火災発生時の体制の整備)

第 18 条 **保全計画課長**は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画^{※2}を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水および自然災害対応に係る実施基準」に従い策定する。

- (1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置^{※3}
 - (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
 - (3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練
 - (4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備
 - (5) 発電所における可燃物の適切な管理
2. **各課(室)長** (当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。
3. **保全計画課長**は、第 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

4. 各課(室)長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。(以下略)



■ 保全計画課の実施業務 (全体管理業務)

□ 各課(室)の実施業務

SA関連の総括業務の安全・防災室への一元化

- ① 重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務について、
- ② 原子力防災対策等に関する業務との関連を念頭に、美浜発電所において、①の業務を技術課から安全・防災室に移管し、一元的に対応できるようにする。(高浜、大飯は一元化済み)



②原子力防災対策等に関する業務
(安全・防災室)

緊急時対策本部での活動

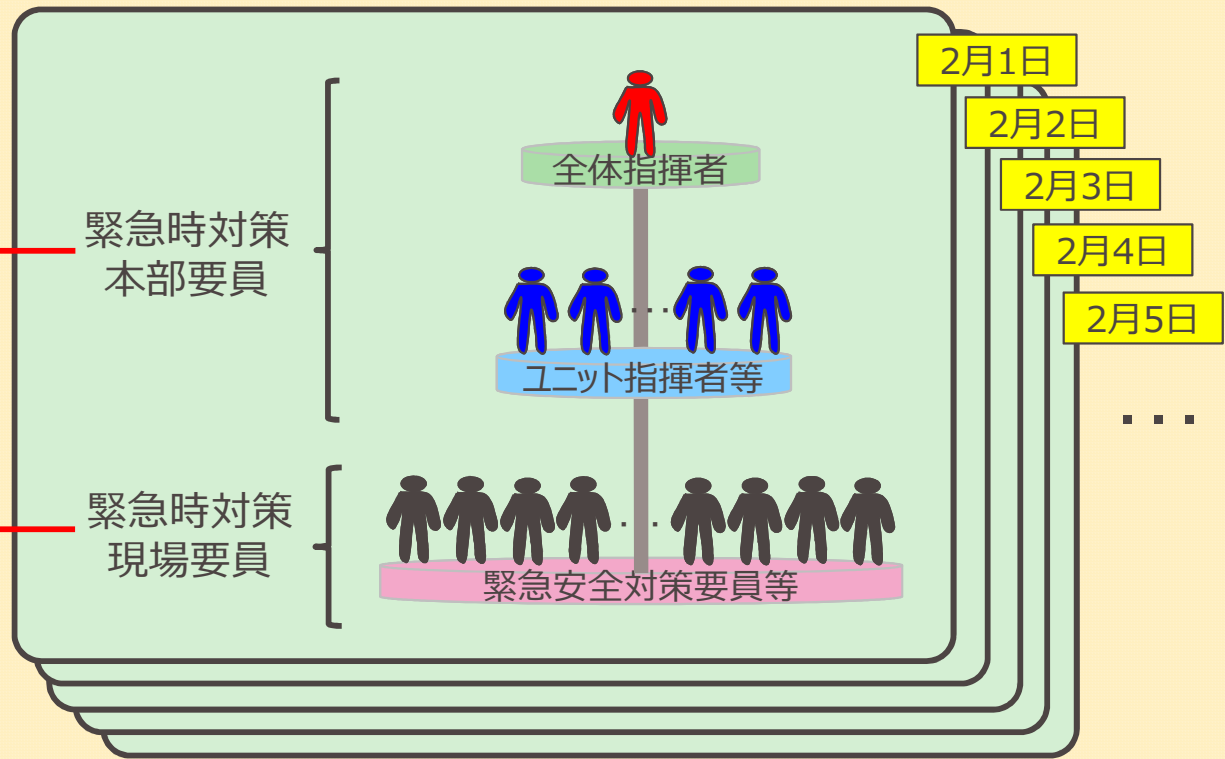


給水等の現場活動



事故発生

①重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務
(技術課→安全・防災室に移管)



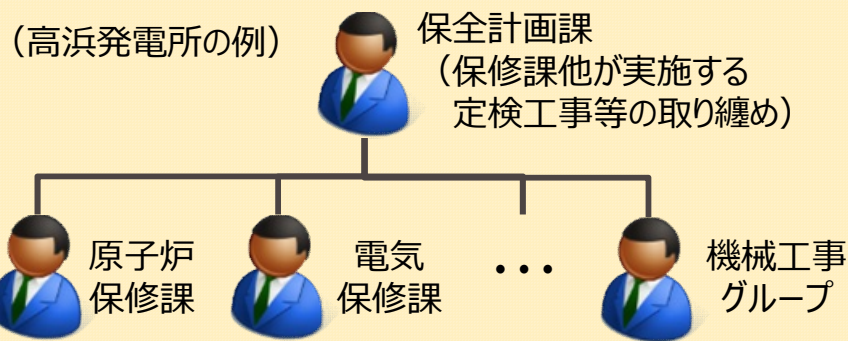
常時必要な要員を確保

DB関連の総括業務の保全計画課への一元化

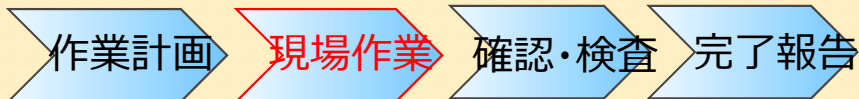
①火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務について、②原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務との関連を念頭に、各発電所ともに保全計画課に移管し、一元的に対応できるようにする。



②原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務 (保全計画課)

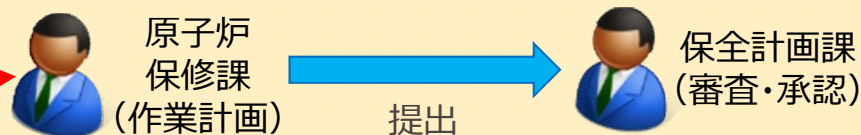


定検工事等の保守作業を実施



例えば、保守作業等の工事に伴い、建屋内に可燃物を持ち込む必要が生じる場合

①火災発生時...の体制の整備に関する業務の総括に関する業務 (安全・防災室等→保全計画課に移管)



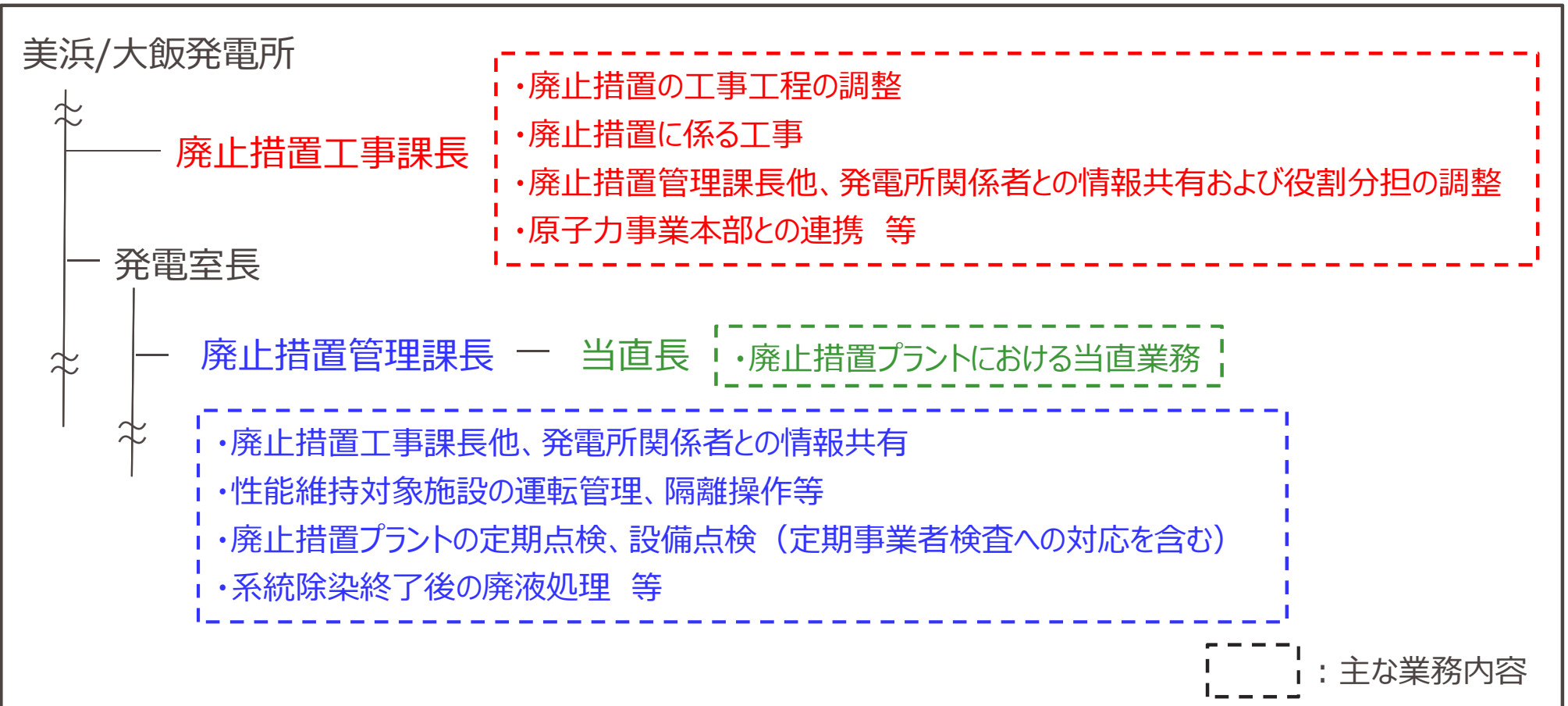
作業担当課は、工事実施時の火災防護対策を作業計画に織り込み、保全計画課に提出のうえ、審査・承認を受ける。

審査内容 (火災防護の例)	
1	可燃物、危険物の有無
2	次の保管場所に保管する物はあるか。 ①保管禁止エリア ②安全系ケーブルトレイ直下より水平距離 1 m以内 ③防火帯・防火エリア
3	<可燃物> 以下のいずれかにより火災発生を防止するか。 ・耐火保管施設または耐火保管容器に保管。 ・コンクリート壁、天井で囲まれた延焼防止効果のある場所に保管。 ・金属箱 (金属製ロッカー等) で保管。 ・不燃性シートで隙間無く養生。 ・防災シートで隙間無く養生し、消火器を設置。 (仮置のみ可とする。恒常資機材は必ず不燃性シートが必要。)
4	<危険物> 以下のいずれかにより火災発生を防止するか。 ・施錠管理できる金属製ロッカー等で保管。 ・取扱注意事項または製品安全データシートを掲示。

2. 組織改正他に伴う保安規定の変更内容

① 美浜および大飯発電所の廃止措置プラントにおける体制変更(1/3)

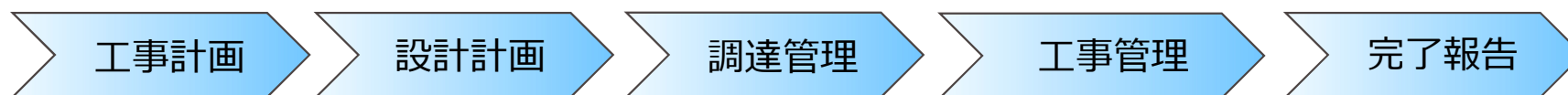
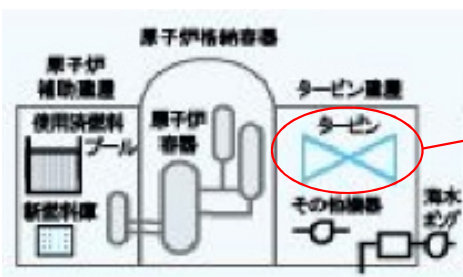
- ・美浜および大飯発電所の廃止措置プラントにおける体制変更に伴い新設する組織に係る主な業務内容を以下に示す。
- ・これらの内容を美浜および大飯発電所の保安規定の職務内容の記載に適切に反映する。具体的な変更内容は次頁のとおり。



① 美浜および大飯発電所の廃止措置プラントにおける体制変更(2/3)

・廃止措置に係る工事はこれまで機械工事グループ課長が担当してきているが、今回の廃止措置体制変更により、今後は新設される廃止措置工事課長が担当することとなり、業務プロセスに変更はない。

(例) 2次系設備の解体工事



現状

機械工事グループ課長（廃止措置）が対応



今後

廃止措置工事課長が対応

① 美浜および大飯発電所の廃止措置プラントにおける体制変更(3/3)

	現行	改正後（保安規定施行後）
保安規定（第141条（美浜）、第146条（大飯））	<p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において「当直課長」とは、特に定めのない限り1号炉および2号炉を担当する当直課長をいう。</p> <p>(14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理および廃止措置工事※1の総括に関する業務を行う。</p>	<p>(13) <u>廃止措置管理課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、廃止措置管理に関する業務の補佐を行う。</u></p> <p>(14) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（<u>当直長所管業務を除く。</u>）を行う。</p> <p>(15) <u>当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直課長所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(22) <u>廃止措置工事課長は、廃止措置工事※1の総括および原子炉施設の廃止措置工事※1（放射線管理課長、電気保修課長、機械保修課長、土木建築課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</u></p>

※1：廃止措置工事とは、第155条に定める、原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下、「廃止措置計画」という。）に基づき実施する工事をいう。

② 美浜発電所の保修関係組織の統合(1/2)

- ・電気保修課は発電所の電気設備、計装保修課は計装設備、原子炉保修課は機械設備（タービン設備以外）、タービン保修課は機械設備（タービン設備）に係る保守を行う組織
→ 現行の保安規定では、各保修課課長の職務として下記のとおり記載。
電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理に関する業務を行う。
b 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備^aに係る保守、修理に関する業務を行う。
c 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）^dに係る保守、修理に関する業務を行う。
e タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）^eに係る保守、修理に関する業務を行う。
- ・電気保修課と計装保修課、原子炉保修課とタービン保修課を統合することにより柔軟かつ効率的な業務運営が出来る体制の構築を図るが、全体として実施する業務に変更はない。

これに伴い、美浜発電所の保修課が統合されることを、保安規定に以下のとおり反映する。

- ✓ 下線部bの記載を削除し、下線部aを「電気設備」→「電気設備および計装設備」に変更する。
- ✓ 下線部dおよび下線部eの記載を削除し、下線部cの記載を「原子炉」→「機械」へ変更する。（詳細は次頁参照）
- ✓ 各条文の主語について、「計装保修課長」は「電気保修課長」へ、「タービン保修課長」、「原子炉保修課長」は「機械保修課長」へ変更する。

② 美浜発電所の保修関係組織の統合(2/2)

	現行	改正後（保安規定施行後）
保安規定（第5条）	<p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p>	<p>(17) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 機械保修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p>
主な業務内容	<p>電気保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。） <p>計装保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。） <p>原子炉保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。） <p>タービン保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。） 	<p>電気保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の電気設備、計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。） <p>機械保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の機械設備に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）

③ 美浜、高浜および大飯発電所の土木建築工事グループの廃止

- ・土木建築関係の大型工事の増加に伴い設置した土木建築工事グループを廃止することに伴い、保安規定の職務記載を下表のとおり見直す。
- ・土木建築工事グループが担っていた「原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策推進に関する業務は、土木建築課および機械工事グループで実施するため、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はない

	現行	改正後（保安規定施行後）
保安規定（第5条）	<p>(18) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理（機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(21) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p>	<p>(19) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理（機械工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p>

④ 美浜、高浜および大飯発電所における職務の見直し(1/2)

- ・DB関連の総括業務を保全計画課へ、SA関連の総括業務を安全・防災室へ移管することに伴い、保安規定の職務記載を下表のとおり見直す。
- ・また、「計画策定(Plan)」ならび「定期的評価(Check)および必要な措置の実施(Action)」の業務について、管理・とりまとめを一元化することに伴う保安規定の変更例を次頁に示す。

	現行	改正後（保安規定施行後）
【美浜】 第5条	<p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。</p>	<p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに<u>重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務</u>を行う。</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに<u>火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括</u>に関する業務を行う。</p>
【高浜・大飯】 第5条	<p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに<u>火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括</u>に関する業務を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。</p>	<p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに<u>火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括</u>に関する業務を行う。</p>

④ 美浜、高浜および大飯発電所における職務の見直し(2/2)

	現行	改正後 (保安規定施行後)
<p>【美浜】 保安規定 (第18条の2)</p>	<p style="text-align: center;">Plan (計画 (社内標準) の策定) に係る業務</p> <p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2 技術課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合 (以下、「内部溢水発生時」という。) における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課 (室) 長 (当直課長を除く。) は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課 (室) 長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術課長に報告する。技術課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課 (室) 長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課 (室) 長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p style="text-align: center;">Check/Action (計画 (社内標準) に対して評価・必要な措置を実施) に係る業務</p> <p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2 保全計画課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合 (以下、「内部溢水発生時」という。) における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課 (室) 長 (当直課長を除く。) は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課 (室) 長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保全計画課長に報告する。保全計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課 (室) 長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課 (室) 長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>

Check/Action (計画 (社内標準) に対して評価・必要な措置を実施) に係る業務

美浜 / 高浜 / 大飯

○再稼働時点の保安規定記載 :

(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位 (以下、「各課 (室) 長」という。) は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う (火災発生時、内部漏水発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。

(説明) 新規制対応で追加となった職務を、保安規定第5条 (保安に関する職務) に赤色下線 (SAおよびDB関連のPDCA業務) のとおり追記。

過去申請

高浜 / 大飯

○SAおよびDB関連の総括業務の職務分担見直し :

(5) 安全・防災室長は、...ならびに火災発生時、内部漏水発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。

(説明) 赤色下線 (SAおよびDB関連のPCA業務) のとおり、安全・防災室長が保安規定第5条 (保安に関する職務) 2. (25)に定める各職位が実施する業務の総括を行なう旨を追記。

美浜では、今回、総括業務の分担について、高浜、大飯の過去の変更経緯を踏まえて、職務分担見直しを実施。

今回申請

高浜 / 大飯

○SAおよびDB関連の総括業務の職務分担見直し :

(5) 安全・防災室長は、...ならびに~~火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時~~、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。

(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに~~火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等~~および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。

(説明) 安全・防災室長の職務として記載しているSAおよびDB関連のPCA業務のうち「DB関連のPCA業務」を保全計画課長へ移管。

今回申請

美浜

○SAおよびDB関連の総括業務の職務分担見直し :

(5) 安全・防災室長は、...ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。

(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに~~火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等~~および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。

(説明) SAおよびDB関連の総括業務の職務分担見直しに伴い、今回新たにSA関連のPCA業務を安全・防災室長、DB関連のPCA業務を保全計画課長の職務へ記載した。

➤ SAおよびDB関連業務の職務分担見直しに伴う第 5 条職務記載の変更点を下表に整理する。

	現行	改正後 (保安規定施行後)
美浜	<p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(25) 第 2 項(3)から(24)に定める各職位 (以下、「各課 (室) 長」という。) は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う (<u>火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む</u>) 。</p> <p>○各課 (室) 長がSAおよびDB関連のPDCA業務を実施</p>	<p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに<u>重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務</u>を行う。</p> <p>○安全・防災室長がSA関連のPCA業務を実施</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに<u>火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務</u>を行う。</p> <p>○保全計画課長がDB関連のPCA業務を実施</p> <p>(23) 第 2 項(3)から(22)に定める各職位 (以下、「各課 (室) 長」という。) は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う (<u>火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務 (総括に関する業務を除く。)</u>を含む) 。</p> <p>○各課 (室) 長がSAおよびDB関連のD業務を実施</p> <p>D業務についても職務分担を一部見直し</p>
高浜 大飯	<p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに<u>火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務</u>を行う。</p> <p>○安全・防災室長がSAおよびDB関連のPCA業務を実施</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(25) 第 2 項(3)から(24)に定める各職位 (以下、「各課 (室) 長」という。) は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う (<u>火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む</u>) 。</p> <p>○各課 (室) 長がSAおよびDB関連のD業務を実施</p> <p>D業務についても職務分担を一部見直し</p>	<p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに<u>重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務</u>を行う。</p> <p>○安全・防災室長がSA関連のPCA業務を実施</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに<u>火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務</u>を行う。</p> <p>○保全計画課長がDB関連のPCA業務を実施</p> <p>(24) 第 2 項(3)から(23)に定める各職位 (以下、「各課 (室) 長」という。) は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う (<u>火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務 (総括に関する業務を除く。)</u>を含む) 。</p> <p>○各課 (室) 長がSAおよびDB関連のD業務を実施</p> <p>D業務についても職務分担を一部見直し</p>

職務分担見直しに伴う職務記載と業務の関係について (美浜) 22 ~ 29

- ・SAおよびDB関連のPDCA業務と職務記載の整理表 22 ~ 23
- ・添付 2 (火災) の変更箇所 24
- ・添付 2 (内部溢水) の変更箇所 25
- ・添付 2 (火山影響等、降雪発生時) の変更箇所 26
- ・添付 2 (その他自然災害) の変更箇所 27
- ・添付 2 (有毒ガス) の変更箇所 28
- ・添付 3 (重大事故等対策、大規模損壊) の変更箇所 29

職務分担見直しに伴う職務記載と業務の関係について (高浜、大飯) 30 ~ 36

- ・SAおよびDB関連のPDCA業務と職務記載の整理表 30
- ・添付 2 (火災) の変更箇所 31
- ・添付 2 (内部溢水) の変更箇所 32
- ・添付 2 (火山影響等、降雪発生時) の変更箇所 33
- ・添付 2 (その他自然災害) の変更箇所 34
- ・添付 2 (有毒ガス) の変更箇所 35
- ・添付 3 (重大事故等対策、大規模損壊) の変更箇所 36

職務分担見直しに伴う職務記載と業務の関係について（美浜）（1/8）

職位	保安に関する職務		SAおよびDB関連の業務内容											
			DB										SA	
			火災		内部溢水		火山影響等		その他自然災害		有毒ガス		重大事故等 大規模損壊	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
安全・防災室長	(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務を行う。	(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに 重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務 を行う。											-	<P> 要員配置、 教育訓練、 資機材配備 等の計画策 定、日々の SA当番体制 の構築計画 <CA> 定期的な評 価、計画の見 直し、日々の SA当番体制 の構築状況 確認
	(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（ 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む ）。	(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（ 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む ）。	<D> 要員配置 （原子力災 害）	<D> 要員配置 （原子力災 害）	-	-	-	-	-	-	-	-	<P> 要員配置、 教育訓練、 資機材配備 等の計画策 定 <CA> 定期的な評 価、計画の 見直し <D> 体制整備、 教育訓練、 資機材配備、 アクセスル ート確保、手 順書の整備 （大津波警 報時、有毒 ガス発生時 除く）	<D> 体制整備、 教育訓練、 資機材配備、 アクセスル ート確保、手 順書の整備 （大津波警 報時、有毒 ガス発生時 除く）
技術課長	(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（ 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む ）。	(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（ 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む ）。	-	-	<P> 要員配置、 教育訓練、 資機材配備 等の計画策 定 <CA> 定期的な評 価、計画の 見直し <D> 教育訓練、 手順書の整 備	-	<P> 要員配置、 教育訓練、 資機材配備 等の計画策 定 <CA> 定期的な評 価、計画の 見直し <D> 教育訓練 （DG機能 維持対策 等）	-	<P> 要員配置、 教育訓練、 資機材配備 等の計画策 定 <CA> 定期的な評 価、計画の 見直し	-	<P> 要員配置、 教育訓練、 資機材配備 等の計画策 定 <CA> 定期的な評 価、計画の 見直し	-	<P> 日々のSA当 番体制の構 築計画 <CA> 日々のSA当 番体制の構 築状況確認	-

保安計画課長へ

職務分担見直しに伴う職務記載と業務の関係について（美浜）（2/8）

職位	保安に関する職務		SAおよびDB関連の業務内容											
			DB										SA	
			火災		内部漏水		火山影響等		その他自然災害		有毒ガス		重大事故等大規模損壊	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
所長室長	(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（ 火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。 ）。	(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（ 火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む。 ）。 なお、新規制基準前からの火災業務については、「(7)初期消火活動のための体制の整備に関する業務」で整理しており、今回変更はない。	<D> 通報設備設置、要員配置、教育訓練、資機材配備、手順書の整備	<D> 通報設備設置、要員配置、教育訓練、資機材配備、手順書の整備 （防火帯の維持・管理削除）	-	-	<D> 教育訓練（運用管理）	<D> 教育訓練（運用管理）	<D> 教育訓練（運用管理） （竜巻退避訓練）、手順書の整備 （車両入構管理、車両固縛管理）	<D> 教育訓練（運用管理） （竜巻退避訓練）、手順書の整備 （車両入構管理、車両固縛管理）	<D> 教育訓練（認知・連絡に係る教育訓練）	<D> 教育訓練（認知・連絡に係る教育訓練）	<D> 力量維持向上訓練実施計画作成、教育訓練（消火活動要員）	<D> 力量維持向上訓練実施計画作成、教育訓練（消火活動要員）
保全計画課長	(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。	(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに 火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。	-	<P> 通報設備の設置、要員配置、教育訓練、資機材配備、可燃物管理等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し	-	<P> 要員配置、教育訓練、資機材配備等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し	-	<P> 要員配置、教育訓練、資機材配備等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し	-	<P> 要員配置、教育訓練、資機材配備等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し	-	<P> 要員配置、教育訓練、資機材配備等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し	-	-
保全計画課長	(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（ 火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。 ）。	(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（ 火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む。 ）。	<P> 通報設備の設置、要員配置、教育訓練、資機材配備、可燃物管理等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し <D> 教育訓練、手順書の整備	<D> 教育訓練、手順書の整備 （防火帯の維持・管理追加）	-	<D> 教育訓練、手順書の整備	-	<D> 教育訓練（DG機能維持対策等）	<D> 教育訓練（運用管理） （津波評価条件確認）	<D> 教育訓練（運用管理） （津波評価条件確認）	-	-	-	<D> 手順書の整備（津波警報時、有毒ガス発生時）

「防火帯の維持・管理」については、工事の資機材仮置き等により状態変更が発生する場合の審査・評価など維持管理にかかる業務であることから保全計画課に移管することとした。

「添付2 1火災」の章	変更有無	変更内容	P D C A	職務記載との関係
1 火災 1. 1～1. 5を含む火災防護計画策定	×	-	P	-
1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置	×	-	D	-
1. 2 要員の配置	×	-	D	-
1. 3 教育訓練の実施	×	-	D	-
1. 4 資機材の配備	×	-	D	-
1. 5 手順書の整備	○	・所長室長⇒保全計画課長 (2)保全活動に必要な体制整備 k.防火帯の維持・管理	D	(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む）。
1. 6 定期的な評価	×	-	CA	-
1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置	×	-	D	-

「添付2 2 内部溢水」の章	変更有無	変更内容	P D C A	職務記載との関係
2 内部溢水 2. 1～2. 4を含む計画策定	○	・技術課長⇒保全計画課長	P	<p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。⇒変更前の技術課長</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p>
2. 1 要員の配置	×	-	D	-
2. 2 教育訓練の実施	○	・技術課長⇒保全計画課長 (1)溢水全般の運用管理 (2)火災発生時の放水時の注意事項	D	<p>(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む）。</p>
2. 3 資機材の配備	×	-	D	-
2. 4 手順書の整備	○	・技術課長⇒保全計画課長 (1)保全活動に必要な体制整備 b.消火水放水時における注意喚起 c.運転実績管理 e.タンクの水位管理 f.運用停止設備の管理 i.溢水評価条件の変更要否確認手順	D	<p>(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む）。</p>
2. 5 定期的な評価	○	・技術課長⇒保全計画課長	CA	<p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。⇒変更前の技術課長</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p>
2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置	×	-	D	-

「添付2 3 火山影響等、降雪発生時」の章	変更有無	変更内容	P D C A	職務記載との関係
3 火山影響等、降雪発生時 3. 1～3. 4を含む計画策定	○	・技術課長⇒保全計画課長	P	<p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。⇒変更前の技術課長</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p>
3. 1 要員の配置	×	-	D	-
3. 2 教育訓練の実施	○	・技術課長⇒保全計画課長 (4)DG機能維持の対策等	D	<p>(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む）。</p>
3. 3 資機材の配備	×	-	D	-
3. 4 手順書の整備	×	-	D	-
3. 5 定期的な評価	○	・技術課長⇒保全計画課長	CA	<p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。⇒変更前の技術課長</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p>
3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置	×	-	D	-

「添付2 4地震、5津波、6竜巻」の章（その他自然災害）	変更有無	変更内容	P D C A	職務記載との関係
4地震、5津波、6竜巻 4. 1～4. 4を含む計画策定 5. 1～5. 4を含む計画策定 6. 1～6. 4を含む計画策定	○	・技術課長⇒保全計画課長	P	(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。⇒変更前の技術課長 (16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。
4. 1、5. 1、6. 1 要員の配置	×	-	D	-
4. 2、5. 2、6. 2 教育訓練の実施	×	-	D	-
4. 3、5. 3、6. 3 資機材の配備	×	-	D	-
4. 4、5. 4、6. 4 手順書の整備	×	-	D	-
4. 5、5. 5、6. 5 定期的な評価	○	・技術課長⇒保全計画課長	CA	(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。⇒変更前の技術課長 (16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。
4. 6、5. 6、6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置	×	-	D	-

「添付2 7 有毒ガス」の章	変更有無	変更内容	P D C A	職務記載との関係
7 有毒ガス 7. 1～7. 4を含む計画策定	○	・技術課長⇒保全計画課長	P	<p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。⇒変更前の技術課長</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p>
7. 1 要員の配置	×	-	D	-
7. 2 教育訓練の実施	×	-	D	-
7. 3 資機材の配備	×	-	D	-
7. 4 手順書の整備	×	-	D	-
7. 5 定期的な評価	○	・技術課長⇒保全計画課長	CA	<p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。⇒変更前の技術課長</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p>
7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置	×	-	D	-

「添付3 1.重大事故等対策 (2.大規模損壊)」の章	変更 有無	変更内容	P D C A	職務記載との関係
1. 1～1. 2を含む計画策定 (2. 1を含む計画策定)	×	-	P	-
1. 1 (2. 1) 体制の整備 教育訓練の実施 資機材の配備	×	-	D	-
1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業お よび支援に係る事項 (重大事故等対策のみ)	×	-	D	-
1. 3 (2. 2) 手順書の配備	○	<u>1. 3</u> ・安全・防災室長⇒保全計画課長 ク 前兆事象を確認した時点での対応手順 (ア) 大津波警報が発令された場合の監視手順 ケ 有毒ガス発生時の手順 <u>2. 2</u> ・安全・防災室長⇒安全・防災室長および所長室長 (2)要員への教育訓練の実施 ア力量付与のための教育訓練	D	(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む）。
1. 4 (2. 3) 定期的な評価	×	-	CA	-

職務分担見直しに伴う職務記載と業務の関係について（高浜、大飯）（1/7）

職位	保安に関する職務		SAおよびDB関連の業務内容											
			DB										SA	
			火災		内部漏水		火山影響等		その他自然災害		有毒ガス		重大事故等大規模損壊	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
安全・防災室長	(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。	(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。	<P> 通報設備の設置、要員配置、教育訓練、資機材配備等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し	-	<P> 要員配置、教育訓練、資機材配備等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し	-	<P> 要員配置、教育訓練、資機材配備等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し	-	<P> 要員配置、教育訓練、資機材配備等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し	-	<P> 要員配置、教育訓練、資機材配備等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し	-	<P> 要員配置、教育訓練、資機材配備等の計画策定、日々のSA当番体制の構築計画 <CA> 定期的な評価、計画の見直し、日々のSA当番体制の構築状況確認	<P> 要員配置、教育訓練、資機材配備等の計画策定、日々のSA当番体制の構築計画 <CA> 定期的な評価、計画の見直し、日々のSA当番体制の構築状況確認
	(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。	(24) 第2項(3)から(23)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む）。	<D> 通報設備設置、要員配置、教育訓練、資機材の配備、手順書の整備	<D> 要員配置（原子力災害）	<D> 教育訓練、手順書の整備	-	<D> 教育訓練、手順書の整備	-	<D> 教育訓練、手順書の整備	-	<D> 教育訓練	-	<D> 体制整備、教育訓練、資機材配備アクセスルート確保、手順書の整備（大津波警報時、有毒ガス発生時含む）	<D> 体制整備、教育訓練、資機材配備アクセスルート確保、手順書の整備（大津波警報時、有毒ガス発生時を除く）
保全計画課長	(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。	(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。	-	<P> 通報設備の設置、要員配置、教育訓練、資機材配備、可燃物管理等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し	-	<P> 要員配置、教育訓練、資機材配備等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し	-	<P> 要員配置、教育訓練、資機材配備等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し	-	<P> 要員配置、教育訓練、資機材配備等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し	-	<P> 要員配置、教育訓練、資機材配備等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し	-	<P> 要員配置、教育訓練、資機材配備等の計画策定 <CA> 定期的な評価、計画の見直し
	(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。	(24) 第2項(3)から(23)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む）。	<D> 通報設備設置、要員配置（原子力災害を除く）、教育訓練、資機材の配備、手順書の整備	<D> 教育訓練、手順書の整備	<D> 教育訓練、手順書の整備	-	<D> 教育訓練、手順書の整備	-	<D> 教育訓練、手順書の整備	-	<D> 教育訓練	-	<D> 教育訓練（消火活動要員）、手順書の整備（大津波警報時、有毒ガス発生時）	<D> 教育訓練（消火活動要員）、手順書の整備（大津波警報時、有毒ガス発生時）

「添付2 1 火災」の章	変更有無	変更内容	P D C A	職務記載との関係
1 火災 1. 1～1. 5を含む 火災防護計画策定	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長	P	(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。 (16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。
1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長	D	
1. 2 要員の配置	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長 (1)災害（原子力災害を除く。）に対する要員配置 (3)通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員配置	D	
1. 3 教育訓練の実施	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長 (1)火災防護教育 (2)自衛消防隊による総合訓練 (3)運転員および特重施設要員に対する訓練 (4)消防訓練（防火対応）	D	(24) 第2項(3)から(23)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（ 総括に関する業務を除く。 ）を含む）。
1. 4 資機材の配備	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長 (1)化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備	D	
1. 5 手順書の整備	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長 (1)火災防護計画 (2)保全活動に必要な体制整備 k.防火帯の維持・管理 s.可燃物管理 u.延焼防止 y.火災影響評価条件の変更の要否確認	D	
1. 6 定期的な評価	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長	CA	(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。 (16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。
1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置	×	-	D	-

「添付2 2 内部溢水」の章	変更有無	変更内容	P D C A	職務記載との関係
2 内部溢水 2. 1～2. 4を含む計画策定	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長	P	(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括 に関する業務を行う。 (16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括 に関する業務を行う。
2. 1 要員の配置	×	-	D	-
2. 2 教育訓練の実施	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長 (1)溢水全般の運用管理 (2)火災発生時の放水時の注意事項	D	(24) 第2項(3)から(23)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む）。
2. 3 資機材の配備	×	-	D	-
2. 4 手順書の整備	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長 (1)保全活動に必要な体制整備 b.消火水放水時における注意喚起 c.運転実績管理 e.タンクの水位管理 h.溢水評価条件の変更要否確認手順	D	(24) 第2項(3)から(23)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む）。
2. 5 定期的な評価	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長	CA	(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括 に関する業務を行う。 (16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括 に関する業務を行う。
2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置	×	-	D	-

「添付2 3火山影響等、降雪発生時」の章	変更有無	変更内容	P D C A	職務記載との関係
3 火山影響等、降雪発生時 3. 1～3. 4を含む計画策定	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長	P	(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括 に関する業務を行う。 (16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括 に関する業務を行う。
3. 1 要員の配置	×	-	D	-
3. 2 教育訓練の実施	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長 (1)運用管理 (4)DG機能維持の対策等	D	(24) 第2項(3)から(23)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む）。
3. 3 資機材の配備	×	-	D	-
3. 4 手順書の整備	×	-	D	-
3. 5 定期的な評価	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長	CA	(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括 に関する業務を行う。 (16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括 に関する業務を行う。
3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置	×	-	D	-

「添付2 4地震、5津波、6竜巻」の章（その他自然災害）	変更有無	変更内容	P D C A	職務記載との関係
4地震、5津波、6竜巻 4. 1～4. 4を含む計画策定 5. 1～5. 4を含む計画策定 6. 1～6. 4を含む計画策定	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長	P	(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括 に関する業務を行う。 (16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括 に関する業務を行う。
4. 1、5. 1、6. 1 要員の配置	×	-	D	-
4. 2、5. 2、6. 2 教育訓練の実施	○	<u>4. 2、5. 2、6. 2</u> ・安全・防災室長⇒保全計画課長 (1)運用管理	D	(24) 第2項(3)から(23)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（ 総括に関する業務を除く。 ）を含む）。
4. 3、5. 3、6. 3 資機材の配備	×	-	D	-
4. 4、5. 4、6. 4 手順書の整備	○	<u>5. 4</u> ・安全・防災室長⇒保全計画課長 (1)e.津波評価条件の確認 <u>6. 4</u> ・安全・防災室長⇒保全計画課長 (1)a.車両の入構管理 b.車両の固縛管理、タンクローリー回避	D	(24) 第2項(3)から(23)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（ 総括に関する業務を除く。 ）を含む）。
4. 5、5. 5、6. 5 定期的な評価	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長	CA	(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括 に関する業務を行う。 (16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括 に関する業務を行う。
4. 6、5. 6、6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置	×	-	D	-

「添付2 7 有毒ガス」の章	変更有無	変更内容	P D C A	職務記載との関係
7 有毒ガス 7. 1～7. 4を含む計画策定	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長	P	(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括 に関する業務を行う。 (16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括 に関する業務を行う。
7. 1 要員の配置	×	-	D	-
7. 2 教育訓練の実施	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長 (1)防護のための活動 (2)防護具着用	D	(24) 第2項(3)から(23)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む）。
7. 3 資機材の配備	×	-	D	-
7. 4 手順書の整備	×	-	D	-
7. 5 定期的な評価	○	・安全・防災室長⇒保全計画課長	CA	(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括 に関する業務を行う。 (16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括 に関する業務を行う。
7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置	×	-	D	-

「添付3 1.重大事故等対策 (2.大規模損壊)」の章	変更 有無	変更内容	P D C A	職務記載との関係
1. 1～1. 2を含む計画策定 (2. 1を含む計画策定)	×	-	P	-
1. 1 (2. 1) 体制の整備 教育訓練の実施 資機材の配備	×	-	D	-
1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業お よび支援に係る事項 (重大事故等対策のみ)	×	-	D	-
1. 3 (2. 2) 手順書の配備	○	<p><u>1. 3</u> ・安全・防災室長⇒保全計画課長 ク 前兆事象を確認した時点での対応手順 （ア）大津波警報が発令された場合の監視手順 ケ 有毒ガス発生時の手順</p> <p><u>2. 2</u> ・安全・防災室長⇒安全・防災室長および保全計画課長 (2)要員への教育訓練の実施 ア力量付与のための教育訓練 イ力量の維持向上のための教育訓練 ウ技術的能力の確認訓練</p>	D	(24) 第2項(3)から(23)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（ 総括に関する業務を除く。 ）を含む）。
1. 4 (2. 3) 定期的な評価	×	-	CA	-

- 保安規定添付 3 における大規模損壊対応の力量付与訓練に係る変更内容を下表に整理する。
- 変更内容部分（大規模損壊対応のうち消火活動要員への教育訓練の主語）はPDCA業務の中のDo業務にあたり、高浜・大飯ではDo業務の職務分担見直しとして、安全・防災室長から保全計画課長へ移管する。
- 一方、美浜では、従前通り所長室長が消火活動要員への教育を実施するところ、保安規定では指揮者等への教育を担当する安全・防災室長のみを主語として記載していたことから、記載を適正化するものである。

	美浜	高浜	大飯
変更内容 (赤字)	<p>ア 力量の付与のための教育訓練 (ウ) その他の大規模損壊対応 安全・防災室長および所長室長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者（以下、「指揮者等」という。）または消火活動要員を新たに認定する場合は、第 1 3 条第 4 項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>a 消火活動要員 (a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練 (b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練</p> <p>b 指揮者等 (a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練</p> <p>(I) 安全・防災室長および所長室長は、(ウ)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p>	<p>ア 力量の付与のための教育訓練 (ウ) その他の大規模損壊対応 安全・防災室長および保全計画課長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者（以下、「指揮者等」という。）または消火活動要員を新たに認定する場合は、第 1 3 条第 4 項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>a 消火活動要員 (a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練 (b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練</p> <p>b 指揮者等 (a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練</p> <p>(I) 安全・防災室長および保全計画課長は、(ウ)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p>	<p>ア 力量の付与のための教育訓練 (ウ) その他の大規模損壊対応 安全・防災室長および保全計画課長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者（以下、「指揮者等」という。）または消火活動要員を新たに認定する場合は、第 1 3 条第 4 項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>a 消火活動要員 (a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練 (b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練</p> <p>b 指揮者等 (a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練</p> <p>(I) 安全・防災室長および保全計画課長は、(ウ)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p>

- 廃止措置プラント体制変更に伴い、新設される廃止措置工事課長および廃止措置管理課長の職務については、保安規定第1編（運転炉側）ではなく、第2編（廃炉側）のみに規定している。
- 一方、防災組織図については、第1編および第2編それぞれ同じ組織図としている（炉主任有無の違いあり）。
- すなわち、廃止措置工事課長および廃止措置管理課長については防災組織図に含まれるものの、運転炉側の条文に直接関係しないため、第1編職務には記載しない整理としている。
- なお、既認可保安規定において、防災組織図に含まれる職位全ての職務を記載しているわけではない。

例：美浜第1編第121条（原子力防災組織）

図121 原子力防災組織図

		警戒体制		原子力防災体制	
		班		主な職務	
		班長	副班長		
本部長 (発電所長) 原子力 防災管理者*1 副本部長 (統括管理補佐) 原子力安全統括、 技術系の副所長、 安全・防災室長、 運営統括長、 品質保証室長 本部附 副本部長および班長を除く、 各課(室)長以上 発電用原子炉主任技術者 *2	総務班	所長室課長(総務)	所長室の係長(地域担当を除く)	1. 警戒本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の動員、輸送手段確保 4. 原子力災害医療措置 5. 緊急時活動用資機材の調達・輸送 6. 見学者、協力会社員等の退避・避難措置 7. 消火活動 8. 他の班に属さない事務事項	1. 対策本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の動員、輸送手段確保 4. 原子力災害医療措置 5. 緊急時活動用資機材の調達・輸送 6. 見学者、協力会社員等の退避・避難措置 7. 消火活動 8. 他の班に属さない事務事項
	広報班	所長室課長(地域)	所長室の係長(地域担当)	1. 報道関係対応 2. 見学者の退避誘導 3. 広報活動	1. 報道関係対応 2. 見学者の退避誘導 3. 広報活動(緊急時プレスを含む) 4. 原子力防災センターにおける活動の支援
	情報班	技術課長	技術課の係長	1. 社内警戒本部との情報受理・伝達 2. 発電所警戒本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・自治体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広報用資料の集約 6. 他の班に属さない技術事項	1. 社内対策本部との情報受理・伝達 2. 発電所対策本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・自治体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広報用資料の集約 6. 他の班に属さない技術事項
	安全管理班	安全・防災室課長 原子燃料課長	安全・防災室の係長 原子燃料課の係長	1. 事故状況の把握・評価 2. 発電所構内の警戒、立入制限 3. 防護施設の運用	1. 原子力災害合同対策協議 2. 事故状況の把握・評価 3. 事故時影響緩和操作の模 4. 発電所構内の警戒、立入 5. 防護施設の運用 6. 原子力防災センターにお
	放射線管理班	放射線管理課長	放射線管理課の係長	1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去・拡散防止措置 3. 放射線管理資機材の整備・点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置	1. 発電所内外の放射線・放 把握 2. 被ばく管理、汚染除去・ 3. 放射線管理資機材の整備 4. 災害対策活動に伴う放射 5. 原子力防災センターにお
	発電班	発電室長	発電室の係長、定検課長、 廃止措置管理課長 、当直課長、 当直長 、 当直主任	1. 事故状況の把握・整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 消火活動	1. 事故状況の把握・整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 原子力災害合同対策協議会における情報収集 5. 消火活動
	保修班	保全計画課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長	保全計画課、電気保修課、 機械保修課 、土木建築課の係長	1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所諸設備の整備・点検 3. 見学者、協力会社員等の退避・避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動	1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所諸設備の整備・点検 3. 見学者、協力会社員等の退避・避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動 6. 遠隔操作が可能な装置等の操作
	特命班	副本部長または本部附	発電所対策本部長が指名した者	1. 不測の事態への対応	1. 不測の事態への対応

組織図内に含まれる職位全てについて、第5条（保安に関する職務）に職務記載しているわけではない。

*1：原子力防災管理者は、複数号炉で同時に特定事象が発生した場合は特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。
副本部長または本部附から号炉ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。
号炉ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。

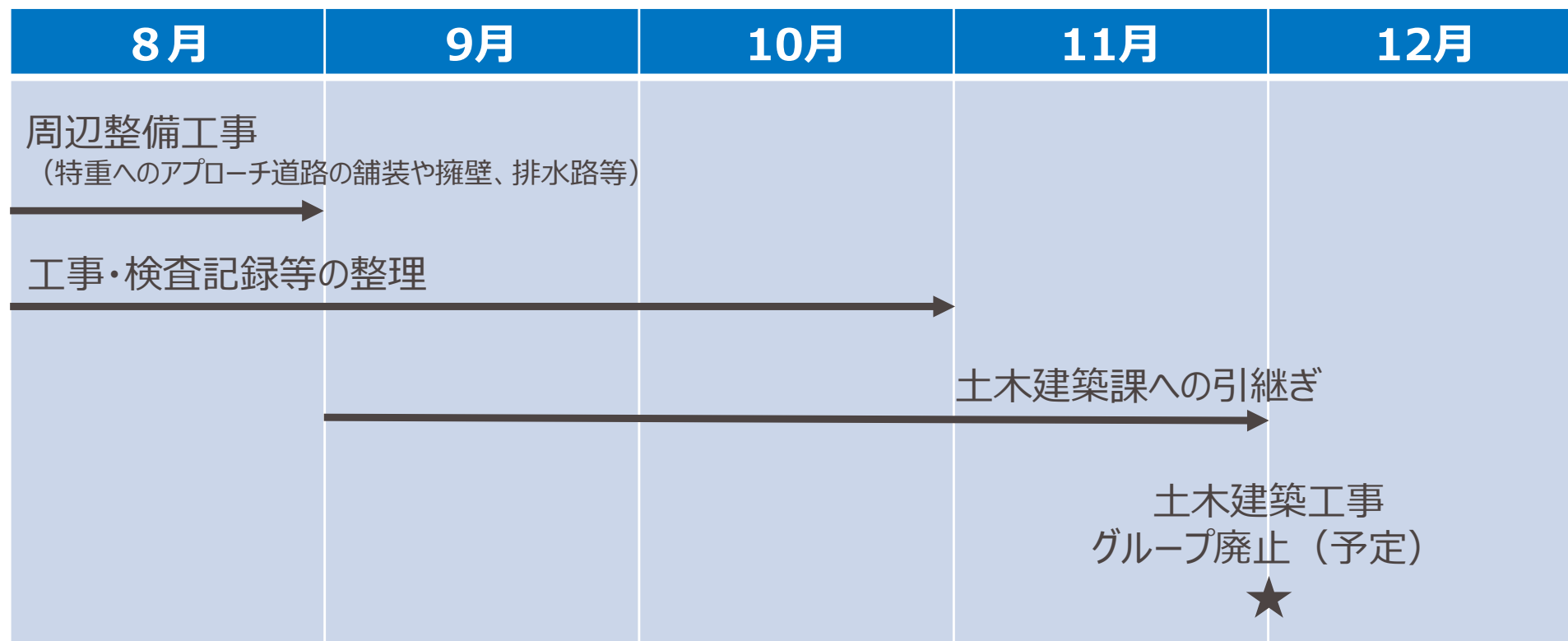
*2：原子炉主任技術者を兼任する職位が各班の班長となる場合、あらかじめ課(室)長以上から当該の班長を任命しておく。

- 保修関係組織を統合することにより期待される主な効果は下表のとおりであり、設備管理の業務を幅広く経験することで、要員のスキル向上に繋げることができる。
- また、相互に必要なスキルを保有することで、業務ピーク時における相互補助も期待できる。

	原子炉保修課	タービン保修課
所掌設備の例	1次系設備（管理区域）	2次系設備（非管理区域）
	タンク、ポンプ、熱交換器、弁、配管等の機械設備	
統合により期待される主な効果	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設備の設置場所が管理区域、非管理区域で異なるものの、いずれも機械設備を扱っており、設備を管理する必要なスキルには共通点があるため、要員が業務経験の幅を広げ、スキル向上に繋げることができる。 ✓ 必要なスキルを相互に保有することで、業務ピーク時における相互補助も期待できる。 	
	電気保修課	計装保修課
所掌設備の例	電動弁、制御棒駆動装置等の電気設備	空気作動弁、原子炉保護設備（原子炉トリップ）等の計装設備
統合により期待される主な効果	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 電動弁、空気作動弁のように、駆動原理は異なるものの、弁の構造等、設備を管理を行うために必要なスキルには共通点があるため、要員が業務経験の幅を広げ、スキル向上に繋げることができる。 ✓ 必要なスキルを相互に保有することで、業務ピーク時における相互補助も期待できる。 	

- 土木建築工事グループの廃止に際して、工事関係図書等は土木建築課に引継ぐ。
- 工事・検査記録等の整理状況を踏まえ、適切に引継ぎ期間を確保する。
- なお、土木建築工事グループは特重工事以外にも、これまでに安全対策工事として周辺斜面の安定化工事等の土木建築工事に対応してきたが、いずれも既に工事は完了しており、工事関係図書等は既に土木建築課に引継いでいる。

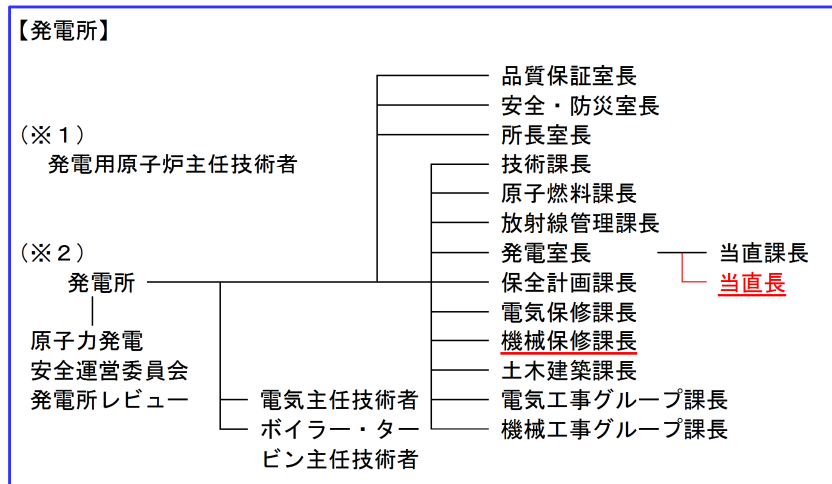
例：美浜発電所 土木建築工事グループ廃止のスケジュール



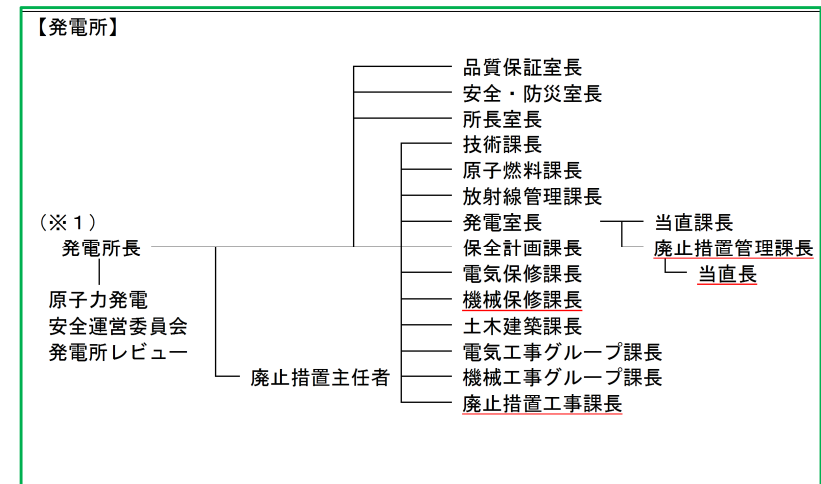
- 2022年5月9日の補正申請において、第 4 条組織図から「廃止措置管理課長」および「廃止措置工事課長」を削除した。
【美浜／大飯】
- 第 1 編と第 2 編それぞれの組織と職務の紐づけは下表の通りであり、第 4 条と第 5 条の整合の観点から変更したもの。
- これまで、職務記載において「～を補佐する」と記載する職位については、上位職を記載することで組織が明確化することから、組織図に記載はしていなかった。
- 廃止措置管理課長の職務は「～を補佐する」であるが、今回、廃止措置工事側とプラント管理側の連携を念頭に新設するものであることを踏まえ、第 2 編の組織図に廃止措置管理課長を記載した。

職位	職務	第 1 編		第 2 編	
		第4条組織	第 5 条職務	第140条※1組織	第141条※2職務
廃止措置工事課長	廃止措置工事の総括および原子炉施設の廃止措置工事（放射線管理課長、電気保守課長、機械保守課長、土木建築課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。	○⇒× 補正にて変更	×	○	○
廃止措置管理課長	発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、廃止措置管理に関する業務の補佐を行う。	○⇒× 補正にて変更	×	○	○
当直長	原子炉施設の運転に関する当直業務（当直課長所管業務を除く。）を行う。	○	○	○	○

美浜第 4 条組織図（変更後）



美浜第 1 4 0 条組織図（変更後）



※1：大飯では145条
※2：大飯では146条

第 1 編には廃止措置工事は係る内容でないため、「廃止措置管理課長」および「廃止措置工事課長」は記載不要と整理した。

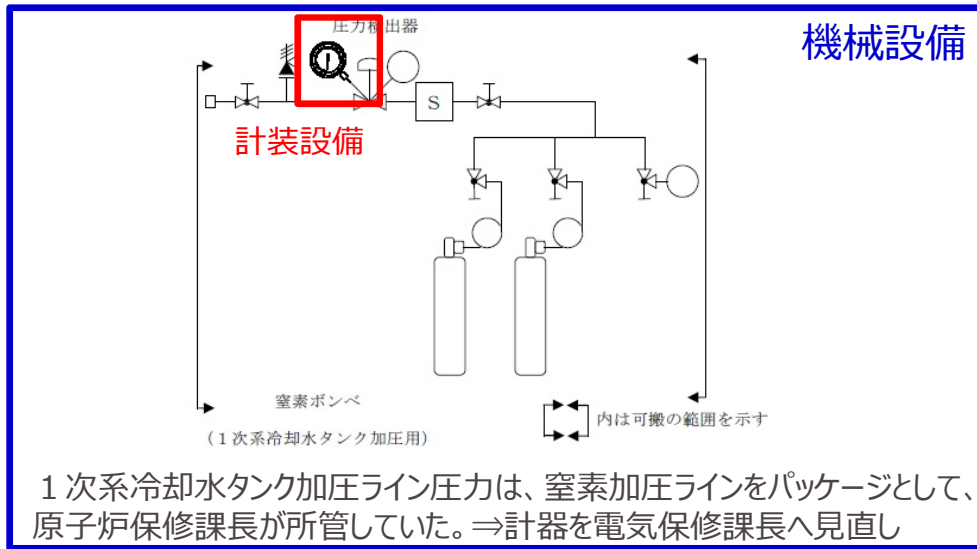
廃止措置工事側とプラント管理側の連携を念頭に、「廃止措置管理課長」を第 2 編組織図に記載した。

- 発電所の全ての共用設備について、運転プラント側と廃止措置プラント側で巡視点検の役割を分担しており、今回の組織改正により、これまでの分担が変わるものではない。
- このような役割分担や、今回、廃止措置プラント側において、発電室長を補佐する廃止措置管理課長を新設することを踏まえ、保安規定上の体制としては下表のとおりとしている。(下表は美浜発電所の例であるが、大飯発電所も同様)

美浜発電所		
	3号炉 (運転プラント)	1,2号炉 (廃止措置プラント)
共用設備の巡視点検の役割分担		
保安規定上の体制	<p>保安規定第 1 編は運転プラントを対象としており、上記のとおり共用設備を分担している状況を踏まえ、下図のとおり組織図に体制を明確化</p> <p style="text-align: center;">美浜第 4 条組織図 (変更後)</p>	<p>保安規定第 2 編は廃止措置プラントを対象としており、上記のとおり共用設備を分担している状況に加え、今回、廃止措置プラント側において、発電室長を補佐する廃止措置管理課長を新設することを踏まえ、下図のとおり組織図に体制を明確化</p> <p style="text-align: center;">美浜第 1 4 0 条組織図 (変更後)</p>

- 今回の保修課統合に伴い、一部設備については設備所管の見直しを実施している。
- 具体的には、「1次系冷却水タンク加圧ライン圧力」と「補助建屋サンプ水位」の2つが該当する。
- これまで、それぞれ窒素加圧ラインおよび廃棄物処理設備をパッケージとして、機械設備を所管する原子炉保修課長が管理していたが、これら計器については計装設備を所管する電気保修課長に見直しをする。
- なお、この設備所管の見直しに伴い、保安規定としては確認する行為者を変更するのみで、LCOやその確認内容そのものに変更はない。

1次系冷却水タンク加圧ライン圧力



補助建屋サンプ水位

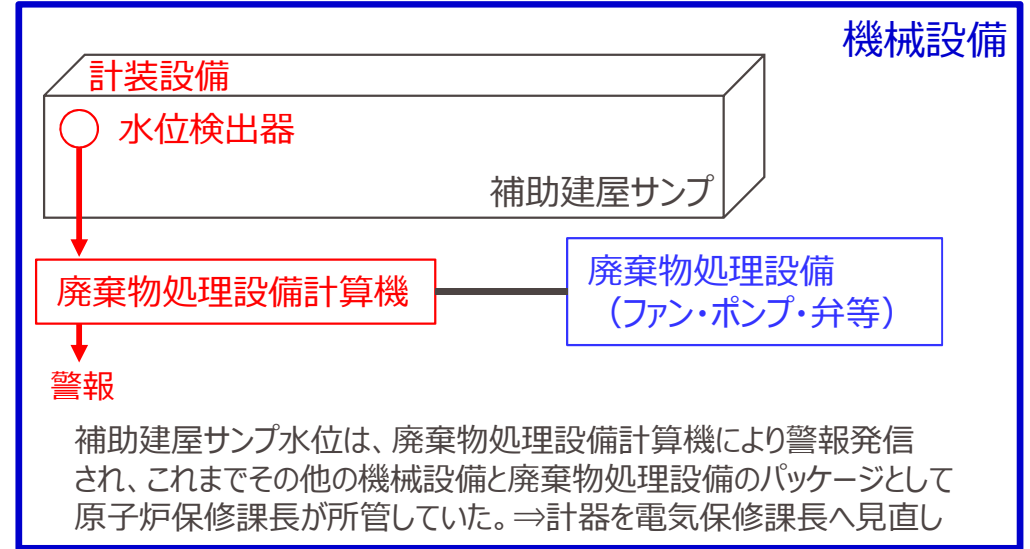


表 85-16 計装設備 保安規定記載変更
分類 (最終ヒートシンクの確保) の確認事項より抜粋

代替パラメータ	項目	頻度	担当
①主要パラメータの他チャンネル	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装保修課長
②格納容器圧力(広域)			および
③格納容器内温度			原子炉保修課長※12
①主要パラメータの他チャンネル			電気保修課長
②格納容器循環冷暖房ユニット入口温度/出口温度(SA)			
①1次系冷却水タンク加圧ライン圧力			
①格納容器内温度			
①格納容器圧力			
(以下略)			

※12: 1次系冷却水タンク加圧ライン圧力について実施する。 → 削除

表 85-16 計装設備 保安規定記載変更
分類 (格納容器バイパスの監視) の確認事項より抜粋

主要パラメータ	項目	頻度	担当
[復水器空気抽出器ガスモニタ]※4	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装保修課長
[蒸気発生器ブローダウン水モニタ]※4			および
[高感度型主蒸気管モニタ]※4			原子炉保修課長※13
[補助建屋排気筒ガスモニタ]※4			電気保修課長
[補助建屋サンプ水位]※4			
[余熱除去ポンプ出口圧力]※4			
[加圧器逃がしタンク圧力]※4			
[加圧器逃がしタンク水位]※4			
[加圧器逃がしタンク温度]※4			
[加圧器逃がしタンク温度]※4			
[加圧器逃がしタンク温度]※4			
[加圧器逃がしタンク温度]※4			
[加圧器逃がしタンク温度]※4			

※13: 補助建屋サンプ水位について実施する。 → 削除

- 第 87 条※¹ (運転上の制限の確認) 等の条文では、行為者として「各課 (室) 長 (品質保証室長、品質保証室課長、～ (中略) および土木建築工事グループ課長 (以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)) を除く。」と記載しており、下線部の記載により、「各課 (室) 長」から行為者を限定した記載としている。(※ 1 : 大飯では第 92 条)
- 今回申請により、「各課 (室) 長」を定義している第 5 条 (保安に関する職務) において、「当直長」が新たに追加となることから「各課 (室) 長」から行為者を限定した記載としている条文について、下表の方針に基づき記載を見直す。

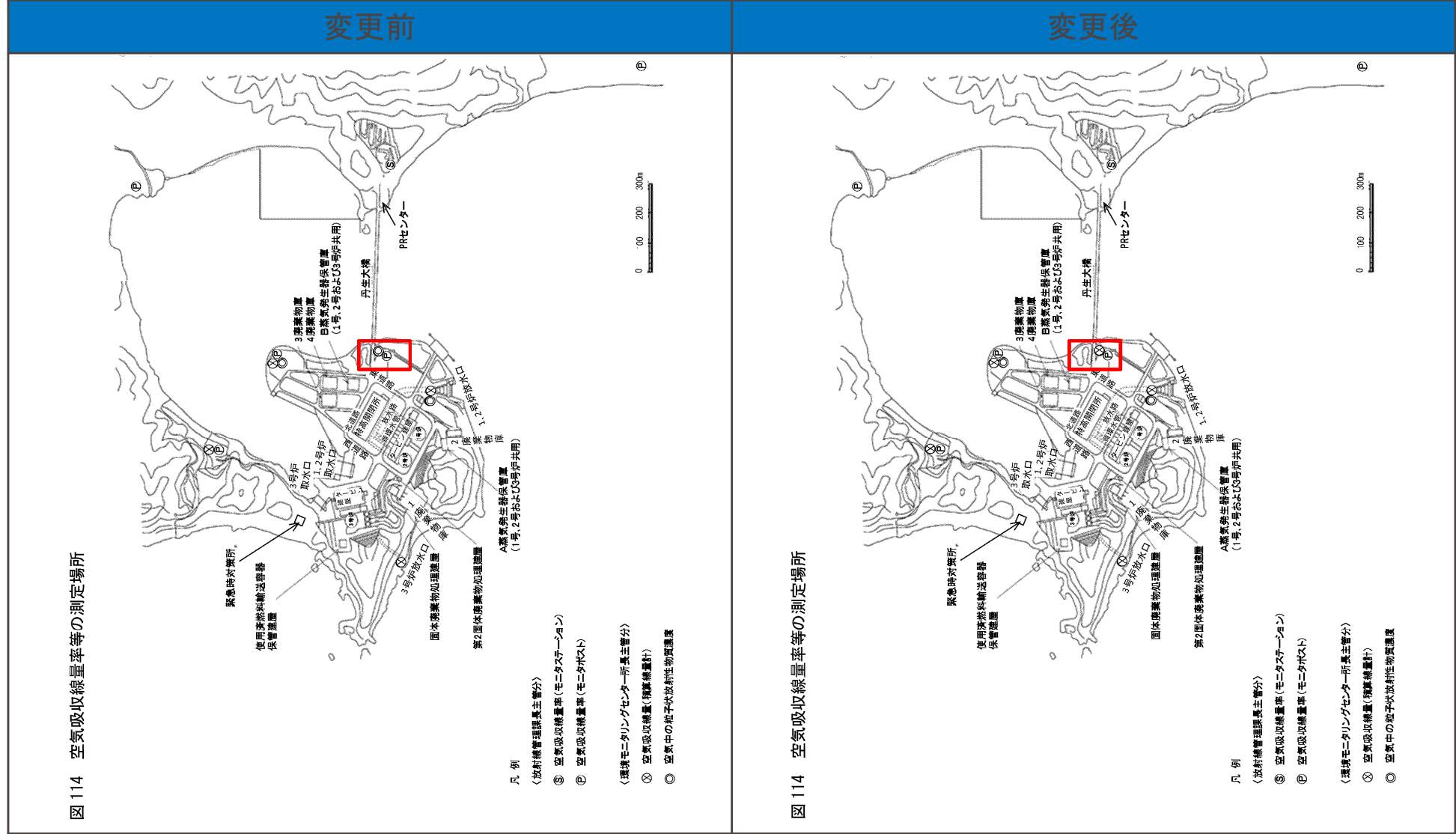
「各課 (室) 長」から行為者を限定した記載としている条文

<p>対象条文 (美浜の例)</p>	<p>第 85 条：重大事故等対処設備 第 85 条の 2：特重施設を構成する設備 第 87 条：運転上の制限の確認 第 88 条：運転上の制限を満足しない場合 第 89 条：予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合 第 90 条：運転上の制限に関する記録</p>	<p>第 15 条：運転管理に関する社内標準の作成 第 18 条：火災発生時の体制の整備 第 18 条の 2：内部溢水発生時の体制の整備 第 18 条の 2 の 2：火山影響等発生時の体制の整備 第 18 条の 3：その他自然災害発生時等の体制の整備 第 18 条の 3 の 2：有毒ガス発生時の体制の整備 第 18 条の 5：重大事故等発生時の体制の整備 第 18 条の 6：大規模損壊発生時の体制の整備 第 117 (184) 条：発電所外への運搬 第 118 (185) 条：請負会社の放射線防護 第 132 (202) 条：請負会社従業員への保安教育 添付 2：火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 添付 3：重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p>
<p>条文記載 (例)</p>	<p>(運転上の制限の確認) 第 87 条 各課 (室) 長 (品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長 (総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長 (以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)) を除く。 は、運転上の制限を満足していることを第 3 節第 20 条から第 86 条の 2 の第 2 項 (以下、各条において「この規定第 2 項」という。) で定める事項により確認する。</p>	<p>(運転管理に関する社内標準の作成) 第 15 条 各課 (室) 長 (当直課長を除く。) は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第 8 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。</p>
<p>見直し方針</p>	<p>「品質保証室長等」の定義に「当直長」を追記し、本条文における「各課 (室) 長」には当直長を含まないことを明確化する。</p>	<p>「当直課長」に加え、「当直長」を追記し、本条文における「各課 (室) 長」には当直長を含まないことを明確化する。 (第 2 編では、「当直課長」を含まないことを明確化する)</p>

3. (美浜) 記載の適正化について

原子炉施設保安規定図 1 1 4 空気吸収線量率等の測定場所

原子炉施設保安規定保安規定図 1 1 4 の空気吸収線量率等の測定場所図のうち、記号を適正化する。なお、本来測定すべき空気吸収線量の測定を実施していることから管理上の問題はない。



原子炉施設保安規定図 1 8 1 空気吸収線量率等の測定場所

原子炉施設保安規定保安規定図 1 8 1 の空気吸収線量率等の測定場所図のうち、記号を適正化する。なお、本来測定すべき空気吸収線量の測定を実施していることから管理上の問題はない。

